<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年3月24日(木)

【報告事項】

1 令和3年度警察情報システム監査の実施結果について

(総務部)

警察本部から「令和3年6月から令和4年1月までの間、全所属を対象に令和3年度 警察情報システム監査を実施した。良好事項として、繰り返しの情報セキュリティ教養 の実施、幹部による不定期な所属内点検の実施及びウイルスソフトの定期的な更新があ り、要改善事項として、警察情報出力資料の管理不徹底、指導事項として、デジタルカ メラ内データの管理不徹底などがあった。今回の監査結果を踏まえ、教養資料の発出や 情報セキュリティ担当者に対する研修会の開催等による更なる情報管理の徹底を図 る。」旨の報告があった。

公安委員から「警察情報のデータは、サーバで管理されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「サーバによる管理はもちろんであるが、押収した証拠品の解析に使用する捜査支援用パソコンは、当該証拠品がウイルスに感染しているおそれがあることから、部内外のネットワークには接続されていない。」旨の説明があった。

2 子供と女性を性犯罪等の被害から守る予防対策強化月間の実施について

(生活安全部)

警察本部から「進学や就職等により生活環境が変化する4月を強化期間に定め、性犯罪等の予防対策を推進する。期間中は、多発時間帯及び多発場所における重点警戒、自主防犯行動を促す教育及び広報啓発の推進並びに前兆事案の徹底検挙を推進することとしている。主な取組として、福岡県警察音楽隊と連携した啓発キャンペーンやSNS広告を活用した防犯動画の配信を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「音楽隊と連携した啓発キャンペーンとはどのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「音楽隊の演奏会の機会に、性犯罪等の予防対策についても広報啓発を行うものである。」旨の説明があった。

3 風営法違反等事件の捜査終結について

(生活安全部)

警察本部から「行橋警察署及び生活保安課は、京都郡のぱちんこ店において、遊技機の性能に影響を及ぼす変更は認められていないが、ぱちんこ台のくぎをたたいて曲げた風営法違反(遊技機の無承認変更)及びぱちんこ店が客に提供した賞品を買い取ることは禁止されているが、賞品買取所が買い取ったように装って、ぱちんこ店が賞品を直接買い取っていた同法違反(遊技場営業者の禁止行為違反)について、経営者の男性ら10人及びぱちんこ店の経営法人を任意送致し、捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件のぱちんこ店と暴力団とのつながりはあるのか。」旨の発言があ り、警察本部から「本件のぱちんこ店と暴力団とのつながりは確認されていない。」旨 の説明があった。

公安委員から「なぜ、ぱちんこ台のくぎを曲げていたのか。」旨の発言があり、警察 本部から「利益を上げるためにしていたと思われる。」旨の説明があった。

4 協力家族等報奨金の取扱要領の見直しについて

(地域部)

警察本部から「駐在所勤務員の選考基準が一部見直され、協力家族の稼働及び単身者等の配置を認めることに伴い、報奨金の贈与基準を見直すものである。協力家族については、これまで月の協力日数が16日以上の場合は一律で支給していたところ、協力日数に応じて報奨金の贈与額を設定するほか、単身者等については、月のうち16日以上駐在所に在宅した場合の報奨金の贈与を新設する。」旨の報告があった。

公安委員から「駐在所における在宅の定義はどのようになっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「協力家族については、駐在所勤務員の勤務時間のうち4時間以上、警察業務に協力できる状態で在所することが必要である。また、単身者等については、入校等で1日の全部の時間において在所しなかった日数以外をいう。」旨の説明があった。

公安委員から「協力家族とは、配偶者に限定されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「協力家族は、配偶者に限定されていない。単身者及び独身者の場合、親や成人した子が協力家族になり得る。」旨の説明があった。

公安委員から「駐在所員と協力家族は地域に根差した活動を行っていることから、適切な額の報奨金を贈与してもらいたい。」旨の発言があった。

5 科学捜査研究所職員の受賞について

(刑事部)

警察本部から「科学捜査研究所職員の研究が犯罪・事故捜査に大きく寄与し、社会に 貢献したとして日本分析化学会から評価され、技術功績賞を受賞した。研究内容は、誘 導体化技術を駆使した質量分析による薬毒物分析法の高度化に関するものであり、工場 における事故や異物混入事件等を立件するためには原因物質の特定が必要となるとこ ろ、正確な機器分析が困難であった次亜塩素酸塩等について、全国の科学捜査研究所に 整備されている鑑定機器による正確で迅速な分析が可能となる手法を開発したもので ある。」旨の報告があった。

公安委員から「本研究は、就業時間外に行われたものか。」旨の発言があり、警察本部から「科学捜査研究所職員の中には、就業時間外に大学で研究を行い、学位を取得した者もいるが、本件の受賞者は、就業時間中に業務として研究を行った成果である。」旨の説明があった。

6 春の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「4月6日から同月15日までの10日間、全国一斉に実施される交通安全運動に合わせて春の交通安全県民運動が実施されることに伴い、通学路対策を始めとする警察活動を強化し、交通事故の抑止を図る。運動の重点は、子供を始めとする歩行者の安全確保、歩行者保護等の安全運転意識の向上、自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保及び飲酒運転の撲滅であり、主な取組としては、通学路等における横断歩行者等妨害及び速度超過の取締りの強化、飲酒運転実態の分析結果に基づく実効ある飲酒運転取締りの実施などである。また、主要行事として、知事や本部長出席の下、4月6日に「春の交通安全フェアin中央」が開催される。」旨の報告があった。



